

傍聴要領（会場傍聴）

埼玉県スポーツ推進審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、所属及び連絡先等の必要事項を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局の注意に従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。